

## 請 願 権

第 1、請願権は以下のような権利である。請願を受けた機関ないし者は、以下の点にご注意されたい。

1、憲法上の権利である。

日本国憲法 16 条は「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」と規定する。

2、具体的な権利性を有する。

(1) 請願権については、単に受理を要求するに過ぎない権利といった見解が横行しているが、この見解は誤りである。

(2) 「請願する権利」を定める憲法 16 条は、憲法第 3 章の人権カタログの中にあつて、前の憲法 15 条の公務員の選挙権、後の憲法 17 条の国家賠償請求権との関連を読み取らなければならない。

この憲法上の位置からも請願権は、積極的な内容を有する権利であることが明らかである。

(3) 請願権は、憲法 15 条で公務員の選挙権を行使した国民の意思は、4 年ないし 3 年ごとの選挙権の行使だけでは表明しきれないものである。

そうかといって、憲法 17 条で公務員に対して国家賠償を請求するのは、極端に過ぎる場合がないとはいえない。

この 15 条と 17 条の中間を埋めるのが 16 条の請願権である。

(4) 請願権は、自らの政治的意思を国政ないし地方政治に反映させるための個々人の重要な政治的権利であり、国政担当者の政治責任を追及する権利という意味で参政権である。

(5) ドイツでは、ドイツ連邦裁判所によって、①請願の受理、②請願内容

の審査を受けること、③請願の処理の態様の通知を受けることの各権利を請願者は有することが認められている。

- (6) 日本においても、請願権についてドイツと同様の権利性が認められるのである（吉田栄司著「憲法的責任追及制論Ⅱ」関西大学出版部、2010年9月15日刊、P139～195）。

## 第2、請願権は、参政権（責任追求権）である。

1、請願権を「その受理のみを請求できるにすぎない権利」という考え方は、前近代的な時代に国王に対し、「お恐れながらお願い出る」ことに、あまりに引きずられた解釈である。主権者である国民から信託を受けた国家機関や公務員に対し、その受理を願うという程度の請願権を、国民は与えられているということ自体が、主権者である国民にとって、自己矛盾である。

- (2) 請願権は、為政者と被治者の同一性という民主主義の基本原則からもたらされている国民の能動的権利であるという性質から出発しなければならない。

国民の国政に対する能動的な権利という意味において、参政権的な性格を有するのである。

主権者たる国民が、選挙後においても国政にその意思を発現させるための能動的権利であり、選挙後の国民の補完的な参政権である。

個別具体的な法律その他の国家行為に関する国民の意思は、必ずしも4年ないし3年ごとの選挙権の行使だけでは表明しきれないものであって、請願権の行使を通じてこそ主権を表明しえるものなのである。

国政の主権者であり、国政の信託者である国民が、具体的な政治的意思の反映を国政担当機関に求める権利である。

## 第3、請願権の権利の内容

### 1、受理義務

これは当然の義務である。

### 2、誠実処理義務

請願権の本質が参政権であり、政治責任追及権であることから、請願に対し、誠実に処理する義務、つまり誠実処理義務がある。

### 3、内容審査義務

誠実に処理する前提として、当然に請願の内容審査義務がある。

### 4、請願の処理態様報告義務

請願を受けた者は、請願を誠実に処理した内容を請願者に報告する義務がある。

## 第4、請願権行使に対する不服申立

1、請願に対して、誠実処理つまり、処理態様の請願者に対する通知義務が無い場合、「不作為の違法確認」の行政訴訟を起こすことが出来ると解すべきである。

### 2、行政不服審査法による不服申立

請願権の行使に対しては、上記のとおり、報告義務がある。

この報告義務を果たさないことは不作為による行政処分であり、行政不服審査法の対象となるというべきである。

## 第5、参考

前記 吉田栄司著書

以上